

明治後期小学校女子教師の服装について

—裳袴・筒袖を中心にして—

岩崎 雅美

(兵庫教育大学学校教育学部)

平成3年12月25日受理

Study on the Costumes for Female Elementary School Teachers in the Latter Half of the Meiji Period—Centering on MOBAKAMA and TSUTSUSODE

Masami IWASAKI

*Faculty of School Education, Hyogo University of Teacher Education,
Yashiro-cho, Hyogo 673-14*

A costume worn by female elementary school teachers in the latter half of the Meiji Period was the one reformed from a traditional Japanese costume called a KIMONO. About 1900, the female teachers' costume was composed of an undivided HAKAMA called a MOBAKAMA like a Western pleated skirt, and a conventional KIMONO underneath. A broad sash, OBI, which was normally used to fasten the KIMONO, was not worn. And, the long-length KIMONO was replaced with a TSUTSUSODE which was a short-length reformed KIMONO with tighter sleeves like those of a Western clothes. The MOBAKAMA and the TSUTSUSODE were both made of cotton.

Many of the female elementary school teachers were ordered to wear the above-mentioned costume by the ordinance of a prefecture, just as the male elementary school teachers were ordered to wear western-style uniform.

The development of the female teachers' costume suggests the following:

1) In view of the fact that many prefectures adopted the above costume for female elementary school teachers, it can be inferred that educational leaders at that time must be significantly conscious of the nation-wide integration of a new educational society.

2) In my previous report, I pointed out that male elementary school teachers were ordered to wear a western-style uniform made of wool which was high-priced material so as to show dignity to schoolchildren. On the contrary, the female teachers' costume was made of cotton, a poorer quality material, with the aim of raising the low attendance of schoolgirls of destitute families; the female teachers' plain costume was believed to make the threadbare girls feel more homey and accessible to school. However, it is quite true that the poorer appearance of the female teachers was openly exposing their lower salary and social status.

3) The MOBAKAMA, which originated from men's HAKAMA, an equivalent of Western trousers for men, was found far more convenient for physical exercises. Some female teachers was dissatisfied with the extraordinary design of the TSUTSUSODE, but we have to admit that the TSUTSUSODE was easier for them to wash and take care of because of its simple design similar to a light Western blouse.

Therefore, it can be concluded that the adoption of the costume for the female elementary school teachers gave significant favorable results to the development of school education in Japan.

(Received December 25, 1991)

Keywords: ordinance 訓令, HAKAMA: divided skirt worn over a KIMONO 袴, MOBAKAMA: undivided HAKAMA 裳袴, TSUTSUSODE: short-length KIMONO with tight sleeves 筒袖, elementary school teacher 小学校女子教師.

1. まえがき

明治期、近代教育制度のもとに開校した小学校では、欧米風な学校教育の考え方や、机・椅子をはじめとする授業の形態から、生徒の服装にも変化が起きている。たとえば明治19(1886)年、広島県では児童の衣服の改良を教師が誘導して行い、その結果「小學生徒も過半は改良服になりたり其制男兒は通常の洋服にして手製し得らるべき簡單のもの女兒は西洋婦人の如く着流しのもの」になったという¹⁾。また明治20(1887)年には、「愛知縣知事は管内小學校生徒は洋服若しくは筒袖を着し教員授業生は必ず洋服と致すべき旨郡長を以て内訓せしめたり」²⁾といった記述があり、洋服化もしくは和服を改良した筒袖化の方向が示されている。

生徒の服装を洋服化する理由は、体操の時や教室において動きやすい(教育的理由)、和服の帯紐のように胸を締めつけず、寒い冬に椅子に坐っても健康によい(衛生的理由)、材料が木綿なら安くできる(経済的理由)などである³⁾。

また改良服は、洋服より裁縫や洗濯が容易で、より安価であるという理由がみられる⁴⁾。一方、洋服反対論も出ている。その主な理由をみると、和服の裾を短くし、袖を筒袖にすれば洋服でなくとも動きやすく、学校でも家庭でも同じ衣服を着ることにより、学校と子供の生活や教育が連結する(教育的理由)、日本人の皮膚はもともと寒さに強く、和服で耐えられる(衛生的理由)、学校だけで着るものを別につくることは、中等以上の富裕なものにはよいが、教育は国民すべてに関係し負担が大きい(経済的理由)⁵⁾などである。改良案に近い反対論であるが、要するに全面的に洋服化するのか、あるいは和服の一部を改良して伝統的な衣服を継続するのか、が論点である。

このように、子供をめぐる服装論をみていくと、次に教える側の教師の服装が問題になる。小学校の男子教師の服装をめぐる論争については、すでに本誌に発表している⁶⁾ので、本報においては女子教師の服装の成立過程や、それをめぐる人々の意識を中心に論じていきたい。

女子教師の服装に関する先行研究には、まず木戸の「服装の変遷と婦人教師の解放」⁷⁾があげられる。彼は、新書判約10ページに、明治期の着袴と筒袖に関する服制の考察や、筒袖に対する女子教師の反応などを興味深くまとめている。しかし、女子教師の服装に関する系統的な検討がなされておらず、また衣服の改良とともに持ち上がった袴に対する論述もみられない。当時の女子教師の服装は、彼女らがおかれていた社会的・経済的状況、

生徒や親の見方、学校経営者の考え方、着用者自身の判断など、多様な価値観が入り混じったものの一つの形象と考えられる。このことから、木戸の論には、もう少し女子教師がおかれた立場からの幅広い考察が必要と思われる。

次に半田は、「女教師の服装」⁸⁾と題した小論を、雑誌『被服』に投稿している。これはA5サイズ約2ページに、明治の女子教師の服装を記述したものである。彼の自筆らしき上半身のスケッチが5枚あり、洋装、髪型、袴、筒袖などの移り変わりを概説的に述べている。しかし引用文献名も参考書名もなく、論の根拠が不明である。

本論では、まず女子教師の人数や俸給など、統計的資料を参考にしながら、女子教師がおかれた社会的・経済的状況を考察する。次に、男子教師の場合と同様に、服制に関する資料をみていく。そして、当時の人々の女教師に対する意識を知るために、女性向けの雑誌や教育関係雑誌を参考にする。また小学校の女子教師は、正式には師範学校で養成されたので、今回も師範学校の女子生徒と女子教師の服装を含めて考察する。

2. 明治期小学校における女子教師の実態

表1⁹⁾に、明治6(1873)年から明治45(1912)年までの全国小学校男女教員数と小学校数を示した。この表より明治20年代前半までの小学校女子教員数をみると、5,000人未満できわめて少ないことがわかる。このことは、女子教育や女子教師の養成に関心のある人々に、女子教員数が少なすぎるという当然な疑問をいだかせたと思われる。それは次の例から明らかである。明治18(1885)年7月20日、キリスト教的精神を土台とし、教養豊かな女性の育成をめざした『女學雑誌』(萬春堂)が創刊されたが、その第46号に明治17(1884)年12月31日調べの小学校女子教員数が表にして掲載され(表2)¹⁰⁾、翌月号には社説で「日本の小學女教員」¹¹⁾と題し、次の二つの論点から女子教員の増員が主張されている。その一つは、女子教員は女子の職業中最も高尚で優雅であり、女子の権利の拡張にきわめて有効なものである、当の女子がそれを自覚することはもとより、教育家や世の人々がもっと女子教員養成に関心をもつべきであるというものである。いま一つは、欧米では女子教員の地位が高く、アメリカでの女子教員数は男子の二倍ほどに達し、小学校教師といえば女子といえるほどである、日本の小学校創設は欧米がモデルであるから、その国々のように女子教員をもっと増やすべきであるというものである。

しかし、現実には女子教師の数は少なく、尋常師範学

明治後期小学校女子教師の服装について

表 1. 全国公・私立小学校教員数・小学校数

明治(西暦)	女子教員	男子教員	小学校本校 ()内師範 学校附属
6 (1873)	411	26,696	
7 (1874)	662	36,204	20,017
8 (1875)	794	43,707	24,225
9 (1876)	1,248	51,014	24,947
10 (1877)	1,558	58,267	25,459
11 (1878)	1,965	63,647	26,584
12 (1879)	2,350	68,696	28,025
13 (1880)	2,256	70,481	28,568
14 (1881)	2,474	74,144	28,742
15 (1882)	2,976	81,789	29,081
16 (1883)	4,087	87,549	30,156
17 (1884)	4,610	92,706	29,233
18 (1885)	4,881	94,629	28,283
19 (1886)	3,453	76,223	28,556
20 (1887)	2,281	54,555	25,530
21 (1888)	3,005	59,512	25,953
22 (1889)	3,333	欠	欠
23 (1890)	3,753	63,977	26,017
24 (1891)	4,149	65,459	25,374
25 (1892)	3,401	56,395	23,627
26 (1893)	3,961	57,595	23,960
27 (1894)	4,678	58,357	24,046
28 (1895)	6,812	66,367	23,641
29 (1896)	7,807	68,284	23,623
30 (1897)	8,681	70,617	23,506(48)
31 (1898)	9,901	73,663	23,440(48)
32 (1899)	11,631	77,028	23,468(48)
33 (1900)	12,227	80,672	23,534(52)
34 (1901)	15,291	87,409	23,647(52)
35 (1902)	17,468	91,650	23,690(54)
36 (1903)	18,626	89,734	23,648(56)
37 (1904)	20,147	85,154	23,927(63)
38 (1905)	22,268	87,707	23,963(67)
39 (1906)	24,675	91,395	23,873(68)
40 (1907)	27,656	94,382	23,685(68)
41 (1908)	34,847	99,489	22,421(69)
42 (1909)	38,322	106,183	21,936(70)
43 (1910)	40,957	111,054	21,558(71)
44 (1911)	42,739	114,794	21,405(80)
45 (1912)	43,414	115,187	21,275(80)

教員一師範学校附属, 市町村立, 私立の正教員, 准教員, 雇教員を含む。小学校一尋常・高等の師範学校附属, 市町村立, 私立小学校を含む。

『統計集誌』第1巻～18巻, 『日本帝国文部省第十八年报～四十年報』より作成。

校女子部の卒業生が小学校に採用されると、「古川小学校 陸前古川驛なる同校は女子生徒の數四百名も有之由なれど從來女教師は皆無の姿なりしを同地の永澤小兵衛其他諸氏の盡力にて此の度宮城尋常師範学校女子部の卒業生二名を雇ひ入れしと云ふ」¹²⁾ というように、全国的なニュースになったのである。またこのころ、下級生受持ち教員には女子がふさわしいので、女子教員の採用は緊急だとする意見も出てきている¹³⁾。

当時、女子教員養成機関に対する世の中の理解はどうか。たとえば明治24(1891)年には、全国で25県が師範学校に女子部を設置し、残り22県が男子部のみという状況であった¹⁴⁾が、茨城県では女子部の設置を見合わせたり¹⁵⁾、愛媛県ではすでにあった女子部を廃止する¹⁶⁾という事態が起こっている。そして、明治26(1893)年には、師範学校女子部の廃止が流行のようになり、山口県や広島県では廃止の決議が行われ、京都府はこの問題を調査委員に付託、鳥取、島根、富山などの県では、廃止説について強力な意見が出るという状況¹⁷⁾である。このような廃止説が出る理由をみると、「地方税の浪費」というのが最も多い。せっかく地方税を使って女子を教育し、教師にしても、結婚や出産によって教職をやめてしまうため、「女教員は地方税の賊」¹⁸⁾とまで書かれている。当時の女子に対する思想には、良妻賢母の家庭婦人を理想とした従前の考え方も強く、女子が結婚や出産をのりこえて仕事を続けることは、精神的にも多難なことであったと考えられる。以上のことより、明治25,6年ころまでは、女子教員は養成段階からすでに少なかったことが明らかである。

さて、小学校では女子児童の就学率がきわめて低く、それを打開することが教育界の一つの大きな目標であった。なぜなら当時の女子児童は、学校に行くより家庭で裁縫をしたり、家事の手伝いをする方が重要であったからである。文部省はその打開策として、まず手始めに明治26(1893)年7月22日、文部省令で高等小学校専科教員の試験科目に裁縫を加え、同日訓令により各府県になるべく小学校の教科目に裁縫を加えること¹⁹⁾とした。

このことから女子教員の採用に関して、裁縫を教えるためというはっきりした理由が加わることになる。明治30(1897)年から、本科正・准教員、専科正・准教員の他に、本科・専科に雇教員制度が生まれ、この点からも女子教員が採用されやすくなる。明治40年代に入り、文部省関係者より男子教員の半数までは女子教員を増やすという行政的な方針が出され²⁰⁾、女子教員数はかなり増えていく。

表 2. 全国学校女教師生徒比較表

(明治 17 年 12 月 31 日調)

種 別	学 校	教 員			生 徒			
		男 子	女 子	合 計	男 子	女 子	合 計	
学 校	公 立	28,701	91,924	4,406	96,330	2,197,034	993,402	3,190,436
	私 立	532	782	204	986	22,341	20,449	42,790
	合 計	29,706	92,706	4,610	97,316	2,219,375	1,013,851	3,233,226
師範学校	官 立	2	45	17	62	156	93	249
	公 立	63	625	45	670	6,219	802	7,021
	合 計	65	670	62	732	6,375	895	7,270

女学雑誌掲載の表より、小学校と師範学校を抜粋して作成。

表 3. 小学校教員月俸表 (明治 40 年度全国平均額)

(圓)

		男		女		範 囲		女子の範囲	
		月俸	月俸	月俸	月俸	年齢	年齢	年齢	年齢
尋 常	本科正教員	16.378	13.039	8~65	8~27				
	准 教 員	9.560	8.835	5~20	5~20				
	専科正教員	13.287	8.875	5未満~27	5未満~20				
高 等	本科正教員	21.664	14.974	8~75	8~35				
	准 教 員	12.986	10.608	6~24	6~24				
	専科正教員	16.411	9.807	5未満~55	5未満~27				

『日本帝國文部省第三十五年報』下 p. 114~131 より作成。

ここで明治 40 年度の女子教員の月俸額を表 3²¹⁾よりみると、女子の給料の安さと男女間の格差がはっきり表われている。雇教員の給料は表にはないが、正教員よりも安く雇えるので、女子を雇教員として採用することは地方経済上から都合がよいといった便利主義的な考え方²²⁾もあり、地方自治体の経済面からも女子教員の採用は増えていったと考えられる。

明治 45 年には、小学校教員総数が約 15 万 8 千人に達し、内女子教員は 4 万 3 千人あまりで全教員の 27% にまで増えていく。小学校総数が 21,275 校であるから、一校に女子教師 2 人、男子教師 5 人位が平均である。さらに同年の師範学校数は、男子師範学校 44 校に対して、女子師範学校 32 校、他に男女併立学校が 11 校あり、女子教員の養成機関も増加している²³⁾。ところが今度は逆に女子教師の増加に対して、英米諸国のように小学校教育の大部分を女子に奪われるかもしれないという不安感が出たり²⁴⁾、女子が教員として適当かどうかといった採用以前の問題が出たり²⁴⁾、上級の男子生徒の教育に対して女子教師が適格かどうかというレベルに関する議論もたびたび登場する²⁵⁾。女子教師の数は、多くても少なくとも教育関係者の強い関心事になったようである。

3. 師範学校における女子生徒および女子教師の服装

明治 5 (1872) 年に東京女学校が開設されたとき、女子の服装に士分男子の袴を取り入れることが太政官正院より指令された²⁶⁾。これにより、近代教育の場における女子の服装は、まず武家の服装から出発したといえる。

明治 8 (1875) 年に創設された東京女子師範学校の生徒もこの袴を引き継ぎ、紺色と浅黄色とのタテ縞木綿袴(平袴形・官給)に上衣は通常の上着であった。頭髪は唐人髷に女子師範の文字入り簪を記章とした。しかし男袴も簪も明治 12 (1879) 年ころには廃止している²⁶⁾ので、当時はまだ試行錯誤の段階であったと考えられる。

『女学雑誌』によると、明治 18 (1885) 年に東京女子師範学校で洋服を着る者が多くなり、生徒のみならず教師も着用し、秋田女子師範学校がこれに習い、宇都宮女子師範学校でも教員一同洋服を着ることになったといふ²⁷⁾。この時点では洋服はまだ一部の流行にすぎない。しかし明治 19 (1886) 年 8 月、文部大臣森 有禮の西歐的な教育政策から、東京女子師範学校生徒が洋服を制服として着用した²⁶⁾ことから、各師範学校にこの影響が及んでいく。同年秋田師範学校女子部が制服を洋服化し²⁸⁾、明治 21 (1888) 年には福島の師範学校でも洋服の制服を

明治後期小学校女子教師の服装について

制定した²⁹⁾。

現在残っている洋装の写真を見ると、我々はい現在の感覚をあてはめ、彼女らが年中洋服を着ていたと考えがちである。しかし現実には洋服着用は特別の時だけであったことが、下記の記録から明らかである。

明治 26 (1893) 年 3 月 15 日の秋田「県参事会議事録」³⁰⁾には、「師範学校女性徒の制服を和服とする」ことに関連して、それまでの洋服の着用実態が述べられている。

「六番曰 洋服ハ何ツヨリ給與セシヤ

委員曰 十九年ヨリ之ヲ給セリ

壹番曰 洋服ハ是迄何レノ場合ニ着用スルカ

委員曰 全体ハ平生着用スヘキモノナルモ動作上不便ナルノミナラズ衛生上ニ於テモ不利ナルヨリ是迄ハ平素着用セス詰マリ祝祭日或ハ顯官ノ送迎等位ニ着用スルノミナリ

六番曰 今度ハ一切着用セシメスト云フノカ

委員曰 是迄給與シタル者ニ付テハ着用スルモ仕方ナカルヘシ今後給スヘキ者ヨリ此和服ニ換ヘタキ積リナリ

壹番曰 素ト洋服ヲ着用セシメタルハ何レ必用アリテノ事ナルヘシ然ルニ今之ヲ廃スルコトハ

委員曰 成程其当時ハ洋服モ必要ニシテ世間一般ニ施行セシガ近時ハ又多ク和服ニ回復シ来タルノ状況ナリ

壹番曰 他縣ノ振合ハ如何

委員曰 宮城縣杯ハ洋服ナリ然シ府縣ノ多クハ和服ナリト云ヘリ

六番目 是迄ノ洋服ニテ保存期限ノアルモノハ如何スヘキヤ和洋混淆ノ服装ヲ見ルニ至ラン

委員曰 矢張保存期間ノアルモノハ其欠ニ為シ置クヘシ御話ノ通り三年生ト新タニ給與スヘキモノトハ一ケ年斗リ和洋混同スヘシ

五番曰 洋服ニスルモ和服ニスルモ地方ノ便宜ニ依リテ出来得ルカ

委員曰 然リ

五番曰 本員ハ元来女子ノ洋服ヲ着クル杯ハ生意氣ニテ甚タ氣ニ食ハヌナリ其當時縣會ニ於テモ反對ノ意見ヲ持チ出センガ番外ハ頻リニ訓令ナリトカ何トカ弁護スルヲ以テ先ツ委員ノ言ニ信用ヲ置キ其欠ニ付シ去リシカ女子ノ洋服杯ハ實際何ノ役ニ立タヌモノナリ

壹番曰 原案ヲ可トス

議長曰 原案ニ可決スベシ」

要するに、秋田県では洋服は祝祭日か、顯官の送迎の

日ぐらいしか着なかったというので、きわめて少ない着用である。そしてここでは、女子の洋装が身体を締めつけて衛生上よくないことや、起居動作に不便なことが述べられている。委員の中には洋服を「生意気で甚だ気に食わなかった」とか、「女子の洋服は實際何の役にも立たぬ」ものだと、この時点で本音を暴露した人もいる。結局それをあえて着用したのは、訓令がなによりも優先された時代であったからである。秋田縣尋常師範学校の卒業生も懐古談の中で、「女生徒の其の小倉の洋服は他所行か儀式用のもので平常は和服で通してあった様です。而も袴も着けなかった」²⁸⁾と述べている。コルセットで胸を締めたロング・スカートの洋服が日本人女性の体型に合わないという意見は、当時の雑誌によくみられる意見である。秋田県の男子学生が、女子の灰色小倉の洋服や頭の真中から左右に分けて後で丸め網をかけた髪型を見て、下記のような諷刺の歌をつくり、強い差別意識を表わしている。

「女ンなるが如何なる罪を犯しけん手かせ足かせ網かぶるとは」

「山里のあねが頭のグリコ髪名は舶来で束髪と呼ぶ」²⁸⁾

秋田縣尋常師範学校の女生徒が、この洋服を元旦に着て拝賀した時、それを目にした老人や子供は、次のような印象をもったと「秋田日々新聞」はいう。

「途上二八の西洋美人（服装のみ）に逢ふを多かりき老人云ふ 此新衣装を着て新年を迎ふ氣力自づから新ならんと兒童云ふ 元旦より小さき西洋婦人多きは何ぞやと二者各一理あり然れども若し新衣装を着くるのみにて新氣力を以て勉強せざるときは女生徒誤てり老人笑ふ兒童『ベケ』と云はん」³¹⁾

記事では老人と兒童としているが、世間一般の見方と受け取られる内容である。勉強の実質的成果があがらない場合、西洋服への風当が一層強くなることから、庶民の意識には、表面的な西洋化だけでは甘んじない、堅実な判断力があつたことが汲み取れる。

この官費支給の洋服は冬服がフランネル地で、一組が六円五十銭であったという³²⁾。男子のダルマ形冬服が二円ほど⁶⁾であるから、学生服としては安くはない。

東京、福島、秋田など各県の師範学校の例をまとめると、女子の洋装が行われたのは明治 19 年から 26 年位までのわずかな期間である。女子の洋服も男子のそれと同様、本来国家の近代化という大きな目標のための一つの具体化であつたと考えられる。そして男子学生の洋装が社会的に受け入れられ定着していったのに対し、女子の洋装

は、命ぜられるままに表面的かつ一時的なものに終わっている。

一方、師範学校の女子教師についてみると、明治21(1888)年10月1日の「官報」第1578号に、「埼玉県尋常師範学校、〈中略〉女教員ハ洋服又ハ裳袴ヲ着シ」とあり、教師には洋服以外に裳袴を認めた例があり、学生よりは服装規定がゆるやかである。

さて、明治23(1890)年に教育勅語が発表されたころから、日本全体が国風化し、生徒の洋装も和服にもどっていく。

まず、師範学校女子生徒についてみると、明治23(1890)年、静岡県尋常師範学校女子部生徒が「襦なしの袴(俗に行燈袴といふ)を窄ち頭は皆束髪にして足に靴」をはくことにした³³⁾のをはじめ、翌年には、福島師範が「絹布以外の和服」(袂衣装にお太鼓帯)²⁹⁾、明治26(1892)年宮城師範が私服の和服(着物は木綿で適宜の模様地に仕立て、袴は従来用いている礼服の織物を使用する)³⁴⁾³⁵⁾。明治31(1898)年、福島師範が黒縞子の袴(後に葡萄茶のカシミア)に長い袖か元禄袖へ²⁹⁾というように、袂袖の和服やそれに裳袴の組合せという服装になっている。

理由が定かでないが、この袴も最初は抵抗があったらしく、明治34(1901)年の福島師範学校では、「女性生徒の着袴は課業外に用いること」²⁹⁾と決めている。

次に、師範学校の女教員についてみると、明治33(1900)年、長野県師範学校で職員の服制を改正した時、女子教員の服装について次の内容が加えられた。

「第三条 女教員 平常出勤ノ際ハ袴ヲ着用スルモノトス 但袴ハ無地褐色又ハ鼠色ニシテ相引ナキモノ

第四条 学校儀式ノ節ハ男フロックコートヲ以テ礼服ニ換用スルコトヲ得 女教員ハ白襟紋付ノ衣ヲ着用スヘシ—中略—女教員白襟紋付ヲ着用シ能ハサルトキハ小紋ヲ以テ代用スルコトヲ得」³⁶⁾

この時代の袴は当然裳袴であるが、教師の方はその色だけが規定されたにすぎない。また着物の格式として、白襟紋付の次には小紋とし、武家のものに準じている。明治35(1902)年、東京高等女子師範学校教師の服装規定には、「女子教員羽織ヲ着スルトキハ無地ヲ用フベシ」³⁷⁾と、羽織の文様のみの規定である。

裳袴の由来は『教育時論』の記事³⁸⁾によると、明治18(1885)年9月に華族女学校が開校した時、女子教員と生徒がはいたのが始まりで、もちろん洋服との併用で

ある。裳袴を採用した理由は次の二点である。第一点は、頻繁に来校する皇后に対し、袴なしでは礼容を欠くというものである。第二点は、体操および椅子の腰掛けには袴がないと不便であるというものである。裳袴の形の源泉は宮中の緋袴で、その色を変えて紐を二本にし、襠(ズボン式にする)があるのは生徒に不便なので、それを除いてひだを多くし、古代の裳の作り方を参考にしたというのである。いわばプリーツスカートの変形である。このような袴は、『近世風俗志』では江戸諸城門番士の「シダバン」(下番)が、袴を軽くするために襠を除いたとあり³⁹⁾、江戸時代の労働着の一つとしてすでにはかかれていたものである。

華族女学校の説明にもあったように、この種の袴が宮中のイメージが加わることにより、新しい袴として蘇ったのである。裳袴は行燈袴、まち無し袴とも呼ばれ、定着すると単に袴といわれる。

さて次に上衣についてみていきたい。明治35(1902)年、奈良県師範学校に女子部が創設された時、「学校の諸儀式には木綿黒紋付、海老茶袴、平常は縞木綿筒袖衣に海老茶袴、下駄履きの外出姿」⁴⁰⁾であり、世人の注目を集める處であったという。以後、生徒の服装規定に筒袖が加わる。明治36(1903)年、福島県でも筒袖と海老茶袴が生徒の制服に決定する²⁹⁾。

一般に筒袖という場合、和服では袖の袂をなくして筒状にしたものをいう。また、それにもない身幅が狭くなり、身八つ口もなくなった筒袖つきの衣服全体を指すこともある。一方明治時代には洋服の袖も筒袖と呼ぶことがあり、和洋どちらの袖かは文章全体から推察する他はない。

筒袖に対する世間の評判をみると、明治38(1905)年に岡山で女学校の筒袖化が話題になった時に、女学校年長生徒は女子師範学校生徒の筒袖をみて、「あの不細工な筒袖」⁴¹⁾とあって軽蔑したというから、かなり悪い印象である。

生徒の服装の筒袖化について、大阪府女子師範学校初代校長大村芳樹は、明治38(1905)年の『教育時報』⁴²⁾に7ページにわたる服装論を発表している。その中で、文部当局は高等女学校や女子師範学校生徒等の服装を一定化し、それを筒袖袴にしたい意向であるが、東京よりも地方の諸学校で筒袖化が行われているということ、筒袖にすると身幅を細くしたり、肩上げや身八つ口などを考え直さねば運動上、外見上具合が悪いこと、洋服の上衣は筒袖で賛成だが袴と合わせると美的でないので和服の筒袖がよいこと、小紋形(更紗形をも含む)の筒袖

明治後期小学校女子教師の服装について

が袴と調和して美的であり、夏衣にも中形物の品のよいものが清潔で涼しそうであるといった内容を述べている。筒袖と袴が、文部省の意図から発していたことや、当時の校長の考え方が示されている。

男子の場合と同様被服は官給であったので、一例として明治41(1908)年、山口県師範学校女子部で支給された被服の内容⁴³⁾を下記に示した。

女子部生徒学資給与(被服)

(明治41年2月県令 山口県師範学校規則)

種目	品目・品質・数量
被服	作業服 木綿 在学中冬夏各1着
	袴 木綿 在学中1着
	体操服 木綿 在学中1着
	体操靴 生革 在学中1足

ここでは筒袖の上衣が作業服と呼ばれている。

明治42(1909)年、茨城県女子師範学校の授業状況と題した写真⁴⁴⁾には、「遊技教授、理化学実験、講堂講話、自修室、体操教授、割烹実習、作法教授」の様子が写っている。生徒も教師も皆袴を着用しているが、着物は必ずしも筒袖にはなっていない。理化学と割烹の授業では、生徒は袖無しの作業着(エプロン)を上からかけており、袖は筒袖風に見えるが、教師はその時でも明らかに袂袖である。体操の時は、袂袖にたすきがけであり、遊技は生徒も教師も袂袖である。このことから、筒袖が師範学校のすべてに採用されていたとは考えられない。

4. 小学校における女子教師の服装

明治21(1888)年9月15日の「官報」第1566号によると、森有禮は師範学校に対し、次のような服装一定化に関する訓令を出している。「尋常師範学校職員ノ儀ハ殊ニ容儀ヲ正シ威重ヲ保タシムルコト職務上必要ニ付自今該学校長教員幹事舎監ハ職務上一定ノ服ヲ着用セシムベシ 但本文改正一時ニ行届キ難キモノハ來明治二十二年六月迄猶豫スルコトヲ得」。この訓令には、男女教師の服装について具体的な規定は述べられていない。その六日後の九月二十一日、東京府知事は各郡区役所・戸長役場に対して、小学校教師の服制について以下の通達を出している。「小學校教員服制之件 小學校ニ於テ自今學校長教員ノ職務上男ハ洋装女ハ袴若クハ洋服ヲ着用セシムベシ 但本文改正一時ニ行届キ難キモノハ來明治二十二年六月迄猶豫スルコトヲ得」。ここでは具体的に、女子教師には袴または洋服が規定されている。さらにその理由をみると、「學校教員ハ一般普通ノ吏員等トハ其趣ヲ異ニシ人ノ模範トナルヘキモノナレハ容儀ヲ正シ威

重ヲ保ツコト必要」⁴⁵⁾と述べられ、森有禮の出した訓令の理由と全く同じ主旨である。小学校の女子教師が、果して洋服を着たかどうかは一つの問題であり、洋服姿の女子教師を描いた風俗画⁴⁶⁾もあるが、その後の国風化の波により、洋服が服制にあらわれることはない。

明治25年(1892)12月より、福島小学校では質素を第一目的とした女教員の服制があらわれる。それは次のような理由からである。

「福島小學校にては從來生徒の服装甚だ華飾に流るゝの弊ありて、貧困者の子妹は自然就学の途絶ゆるの傾きあり<中略>之れが矯正策を考究せるに、先づ教員の服装より改むることこそ得策なり」⁴⁷⁾。衣服のために児童が就学を躊躇することがないように、まず教師が粗服を着て模範を示し、女子生徒の就学率を上げようとしたものである。

具体的には、通常服を木綿とし(羽織はこれに限らない)、礼服には黒木綿の紋付の着物を正服とし、それが無い時は木綿着物に黒木綿の紋付羽織としたのである。

当時の小学校女子生徒の服装の華飾ぶりは、地域や個人の経済状態などが関連して必ずしも一律に扱えないが、たとえば明治26年(1893)の神戸小学校の卒業写真をみると、桃割れに簪をさし、刺繡らしき襦袢の襟をたっぷりみせた二枚重ねの袂袖という姿である⁴⁸⁾。明治28年(1895)の写真にはさらにふき綿がたっぷり入った三枚重ねに、派手に結んだ帯を背後から見せている生徒もいる⁴⁹⁾。

明治32(1899)年2月、新潟県の「小学校教員服制」に関する訓令の中に、「第三条 女教員ハ職務中木綿ノ和服ヲ着用スヘシ 但他ノ地質ト雖モ質素ナルモノヲ用フルハ妨ケナシ」⁴⁹⁾とあり、木綿の和服または質素なものという制限である。明治33(1900)年7月1日施行の京都府の訓令でも、「第二條 市町村立小學校女教員ハ質素ヲ旨トシ、教員ノ品位ヲ損セザル服装ヲ為スベシ」⁵⁰⁾と定め、同じ傾向を示している。

これらは、明治23(1890)年に教育勅語が發布されて以来、国風化が極端に進み、和服が非常に華美になったことに対する教育の場からの一つの健全な反省であったと考えられる。しかしその内容は抽象的であり、果してこれで実質的な効果があったかどうかは明らかでないが、それが個人の判断を越えて訓令という管理的命令手段で行われたことが、この時代の一つの特徴である。

明治33(1900)年12月、福井県は市町村立小学校長および教員の服制を改正した時、「女教員教授ノ節ハ袴ヲ着用スヘシ」という一項を加え、袴の図(図1)⁵¹⁾を

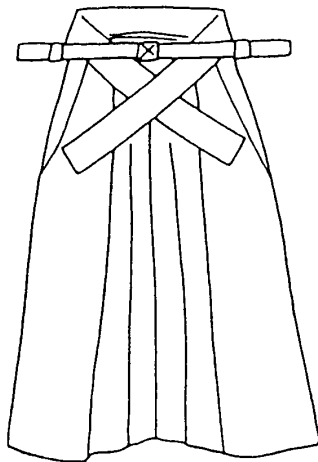


図 1. 「女教員袴」明治 33 年 12 月 4 日福井県訓令
福井県教育史研究室(編):『福井県教育百年史 第三
巻史料編(一)』福井県教育委員会, 1116 (1975)より

示した。袴は明らかに裳袴である。袴の着用は前述したとおり、明治 21 (1888) 年に東京府の小学校に対し、洋服に代わるものとして通達されていたが、当時の他県での例は不明である。明治 30 年代になって、各県での袴の使用がはっきり規定にあらわれてくる。明治 34 (1901) 年に京都府⁵²⁾、明治 35 (1902) 年には富山県が袴の着用を定めている⁵³⁾。明治 38 (1905) 年、岩手県では訓令で「女教員は濃海老茶袴または紫紺の袴」⁵⁴⁾と色を明記している。明治 39 (1906) 年茨城県でも「第二條 女教員は着袴すべし。但し袴は無地とす。〈中略〉第四條 制服は儀式の場合に着用するも妨なし。但女教員は白襟紋付の衣服に着袴すべし」⁵⁵⁾というように、各県で袴着用の義務が拡大していく。

ここで、当時の人々は女子の袴着用に対して、どのような意識をもっていたかをみておきたい。まず『教育時論』では明治 35 (1902)~36 (1903) 年の間に五回ほど着袴問題を取り上げ、賛否両論を展開した^{56)~60)}。賛成論は、穩の論⁵⁹⁾におおむねまとまっている。その論旨は次のとおりである。

- 体操の時、裾の乱れを必配しなくてよい。
- 一般の通行時、風による裾のめくりあがりや心配しなくてよい。
- 衛生面より、膝を曲げたり足を内股にしなくてよい。
- 衛生面より、堅くて幅の広い帯や背負い揚げ、胴締、腰紐、パチンなど身体を強く締める物がやめられる。
- 衣服につく汚れが防がれる。

一方、一般的な袴反対論は明治 26 (1893) 年にすでにみられ⁶¹⁾、その論旨は次のようなものである。

○袴はもともと武士のものであり、両刀と共に学問を身につけた立派な武士を表わす。故に、農、工、商人には適さない服である。

○羽織・袴は明治中期の儀式における礼服の一種である。学校は常であり儀式ではないので、袴は無益である。

武家出身者の弁と思われる階級性の色濃く出た反対論で、礼を表現する精神性の高い服として袴を位置づけている。江戸から明治へと時代が変わり、階級性が変化しても、袴の象徴性は容易に変わらないとする主張であり、賛成論に多い動きやすいズボンの感覚、衛生的判断とは次元の異なる考え方である。教育面からの反対理由として、「國民の浮薄虚榮の心情を誘起せしむるに至る」⁵⁸⁾ことがあげられる。教師が虚栄心をあおられ、華族女学校のまねをして袴を着用すると、生徒が必ずまねをする。それが親にとって経済的負担となり、生徒の就学減少につながるという明治 20 年代以来の考え方である。

このような弊害を考慮してか、明治 34 (1901) 年に新潟県教育会議員会が、代議員議題として取り上げた訓令改正案には、次のとおり地質が明示されている。

「第三條 女教員は執務中必ず制服を着用すべし

一、服型 筒袖地質木綿

一、袴型 普通 地質木綿」⁶²⁾

袴の普通というのは裳袴のことであろう。結局この案は、明治 37 (1904) 年に正式決定する。

ここで裳袴について、当時の人々はそれを洋服の一種と考えていたか、あるいは和服の範疇で考えていたかについて触れておきたい。

明治 22 (1889) 年 3 月、ベルツは外務次官青木邸で催された宴会で、スカートのように袴をはいた女性について次のように述べている。「日本の一女性の出現により、すっかり魅了されたが、それは小鹿島夫人で、自分がこれまでに出会った最も魅力ある女性の一人だ。夫人は達者に英語、フランス語、オランダ語をしゃべり、敢えて日本の『ハカマ』を洋装に利用する勇気があった!」⁶³⁾

この記述から推察すると、彼女の上衣は洋服で下衣が袴があったと考えられる。彼女は外国に通じた人なので、スカートの一種として袴を捉えていたか、あるいは逆に民族的な表現として袴をはいたか、わずかな記述なので判断が難しい。ただベルツのように、日本人の洋服に否定的な意見を持った外国人には、和服の一つとして好感をもって受け入れられたことは明らかである。

明治 43 (1910) 年の白木屋の宣伝誌『流行』(3 月号)の値段表をみると、「洋服類」の中に學生用御袴が入

明治後期小学校女子教師の服装について

ており、三円五十銭から五円五十銭で売られている。これは吾妻コートなどと同様に、地質がカンミヤや羊毛であったことから、その分類に入ったものと考えられる。

従来から男子服としての袴があり、襠をとって裳袴にしても表面的には袴の形態をもつものであり、完全な洋服のイメージは期待できない。しかしこれまでの記述から、伝統的な和服からはかなりはみ出した新しい衣服として捉えられていたといえよう。

ところで、前述の明治 34 (1901) に出た新潟県の訓令改正案をみると、女子教師の服装に筒袖が登場している⁶²⁾。そこで各県での筒袖に関する服制をみていくと、明治 40 (1907) 年に、鹿児島県では「女教師は筒袖着袴地質は適宜とす」⁶⁴⁾と決められ、広島県でも「筒袖及袴を着用すべし」⁶⁴⁾とされ、筒袖が一般化していく。広島県を例にして筒袖化の理由をみると、第一に女子教員は男子教員と同じく、体操遊戯の授業はもとより授業時間の内外を問わず、動作が常に敏活でなければならないからだという。第二に、女子教師の服装は女兒への影響を考え、常に質素なものでなければならないというのである。ことに袴は華美を避けるべきであり、筒袖は本来質素なものとして登場しているの、いうには及ばないというのである。

明治 42 (1909) 年に岐阜県の小学校長会議で女教員の服装を筒袖にし、その地質と色合は随意とし、袴を着用することに決定した時、「実行の時には著るしく女性美を損すべしとて早くも女子教師間に不平の聲起れり」⁶⁵⁾と、女教師の反応が示されている。

筒袖に対する賛成論は、師範学校生徒の筒袖に関して京都府が出した意見⁶⁶⁾、すなわち満足ではないが洋服には時期尚早であるという消極的賛成論くらいで、むしろ反対論の方が多い。明治 36 (1903) 年に出た反対論⁶⁷⁾はその代表的なもので、次のような内容である。

- 容儀に欠ける。
- 児童の尊敬心を減却する。炊婦、ムキミ屋、船頭、エイサカホイのかごかきなど要するに下等労役者の服である。
- 便利さに欠ける。便利さとは軽便だけの意味ではなく、筒袖では人を訪問することも、街を歩くこともできない(冬は羽織で隠せるが)。
- 不経済である。筒袖は学校のための服となり、別に服が必要である。

当時の職業差別意識が服装と密接に結びつき、固定的なイメージで人をみる時代性が強く表われている。このように評判の悪い筒袖であるが、小学校ではある程度採

用されたらしく、兵庫県を例にとっても、明治 40 年代の小学校卒業写真には、筒袖姿の女子教師が多くみられる⁴⁸⁾。

5. むすび

明治後期小学校の女子教師の服装は、大きな流れとしては和服の改良である。そして男子教師と同様に、訓令に基盤をおいた服制が服装の重要な位置を占めている。日本の服装史の全体的な流れの中で、女子教師の服装にどのような意味づけができるのかを考え、下記のようにまとめてみた。

1) 全国的に共通する服制が、訓令として女子の服装にもみられた。これは、中央集権的な政治思想が背景にあり、教育的には子供への模範となる服装が常に求められたことを示す。しかしその具体化には、男女間で全く別の考え方がみられる。すなわち女子教師は、女兒の就学率を上げるために質素な服装が求められたのに対し、男子教師は、体面を良くし教師としての威厳や品位を保つために洋服の制服を着たのである。つまり女子教師は生徒と同じ位置に下りていくことが求められ、男子教師は男子生徒より少し高い位置に上がることが望まれたのである。

当時の女子教師には、教師適性論、上級生への指導力不足論が投げかけられ、教師としての力量が社会的に十分認められていない時代である。さらに採用人数差、俸給差などからみても、常に男子教師と格差がつけられている。女子教師の多い欧米の小学校教育を理想とし、さまざまな困難に出会いながらも女子教師は増えていくが、それがまた教育界の不安材料にされるほど、女子教師の立場は厳しいものであった。

2) 女子教師が裳袴を着用したことは、スカート着用と同義か、あるいはその前段階まで進んだことになる。華族女学校で裳袴が考案されたことは、女子服にとって一大改革である。なぜなら、たとえそれが貴族性を帯びた優雅なイメージを持つものであろうと、幅広い帯を省き、裾を気にせず自転車にも乗れ、自由に運動することができるようになったからである。女性の行動範囲を広げたことは否定できず、女子教師からの反対論もみられなかった。さらに質素を目的とした木綿の袴は、結果的には服装の維持管理の簡易化にもなっている。

3) 木綿の筒袖の採用は、当時の低い階層の労働者のイメージから、各方面の人々から非難を受けたが、形態的には洋服の袖に共通する。そして京都府の意見にもあったように、洋服化への過渡的なものとして位置づけ

られる。長い袂袖に代わって元禄袖も考案されているが、これは明らかに和服の範疇であり、筒袖とは本質を異にする。下衣が袴であれば筒袖は腰丈の短衣でもよく、その点からは軽装になったといえる。しかし男子教師が地厚の羅紗や小倉の洋服であるのに対し、女子教師が木綿の筒袖に袴となれば、いくら手入れを良くした筒袖でも表面的には見劣りがし、男女の諸々の格差を視覚的にも表出する結果になったと考えられる。

最後に、ご助言をいただきました奈良女子大学相川佳子子教授に感謝の意を表します。

なお本研究の概要を、平成3年度日本家政学会第43回大会において発表した。

引用文献

- 1) 教育時論編集部：衣服改良，教育時論，52号，25，明治19（1886）
- 2) 教育時論編集部：服装の内訓，教育時論，92号，19，明治20（1887）
- 3) 肥田野良三郎：小學生徒ノ服制，信濃教育，1号，4～7，明治19（1886）
- 4) 岩田喜助：衣服改良按，信濃教育，52号，10～14，明治24（1891）
- 5) 黒坂維寛：小學生徒ニハ西洋服ヲ廢スベシ，教育時論，231号，33～34，明治24（1891）
- 6) 岩崎雅美：家政誌，42，857～866（1991）
- 7) 木戸若雄：婦人教師の百年，明治図書新書17，明治図書出版，東京，185～209（1968）
- 8) 半田精一：女教師の服装，被服，14(5)，71～73（1943）
- 9) 日本統計協会：統計集誌，第一期，雄松堂書店，東京，第1巻～第18巻，明治14（1881）年～明治31（1898）—（復刻1982），文部大臣官房文書課（編）：日本帝國文部省第十八年報～第四十年報，國定教科書共同販賣所，東京（1885～1897）—（復刻1967）より作成
- 10) 女學雜誌編集部：全國學校女教師生徒比較表，女學雜誌，46号附録，明治20（1887）より作成
- 11) 女學雜誌編集部：日本の小學女教員，女學雜誌，47号，121～123，明治20（1887）
- 12) 女學雜誌編集部：古川小學校，女學雜誌，127号，171，明治21（1888）
- 13) 渡邊 敏：論説，信濃教育，11号，17～18，明治20（1887）
- 14) 女學雜誌編集部：師範學校女子部一覽，女學雜誌，255号，140，明治24（1891）
- 15) 女學雜誌編集部：女子部設置の問題，女學雜誌，289号，367，明治24（1891）
- 16) 女學雜誌編集部：愛媛縣通常縣会，女學雜誌，296号，547，明治24（1891）
- 17) 女學雜誌編集部：師範學校女子部廢止の流行，女學雜誌，336号，1583，明治26（1893）
- 18) 女學雜誌編集部：女教師は地方税の賊，女學雜誌，297号，570，明治24（1891）
- 19) 信濃教育編集部：裁縫科に関する文部の省令及訓令，信濃教育，82号，30，明治26（1893）
- 20) 教育時論編集部：文部省と女教員，教育時論，815号，33，明治40（1907）
- 21) 文部大臣官房文書課編：日本帝國文部省第二十二（1889）年報，國定教科書共同販賣所，東京，160（復刻1967）より作成
- 22) 教育時論編集部：女教員採用程度問題，教育時論，808号，38，明治40（1907）
- 23) 教育時論編集部：男女教員の比率，教育時論，980号，23，明治45（1912）
- 24) 教育時論編集部：女教員問題，教育時論，813号，46，明治40（1907）
- 25) 教育時論編集部：少學女教員問題，教育時論，937号，39，明治44（1911）
- 26) お茶の水女子大学百年史刊行委員会：お茶の水女子大学百年史，46～48（1984）
- 27) 女學雜誌編集部：女學校の洋服，女學雜誌，4号，64，明治18（1885）
- 28) 創立六十年（秋田県師範學校），第一書房，東京，166（1933）—（復刻1981）
- 29) 福師創立六十年，第一書房，東京，48～72，年表4～7，（1933）—（復刻1982）
- 30) 秋田県教育委員会：秋田県教育史第二卷資料編二秋田県教育史頒布会，秋田，858～859（1982）
- 31) 女學雜誌編集部：女生徒の洋服，女學雜誌，92号，46，明治21（1888）
- 32) 女學雜誌編集部：女生徒の洋服，女學雜誌，82号，附録40の2，明治20（1887）
- 33) 女學雜誌編集部：静岡女學生の服装，女學雜誌，236号，302，明治23（1890）
- 34) 女學雜誌編集部：宮城縣師範學校の服制，女學雜誌，347号，196，明治26（1893）
- 35) 女學雜誌編集部：師範學校女子部生徒服装の改正，女學雜誌，355号，408，明治26（1893）
- 36) 信濃教育編集部：職員服制，信濃教育，161号，30～31，明治33（1900）
- 37) 東京女子高等師範學校：東京女子高等師範學校一覽，164，明治35（1902）
- 38) 教育時論編集部：華族女學校着用袴の由來，教育時論，592号，38，明治34（1901）
- 39) 喜多川守貞：類聚近世風俗志（原名守貞漫稿），魚住書店，東京，上巻400（天保8（1837）～嘉永6（1853））—（復刻1908）
- 40) 奈良縣師範學校五十年誌，第一書房，東京，681（1940）—（復刻1988）
- 41) 教育時論編集部：女學生の筒袖問題，教育時論，740号，40，明治38（1905）
- 42) 大村芳樹：女生徒の服装に就て 附女教員の服装，教育時報，大阪市教育会，11号，13～19，明治38（1905）
- 43) 村山英雄（編）：山口県師範教育の遺産，ぎょうせい，

明治後期小学校女子教師の服装について

- 東京, 107 (1982)
- 44) 日本之小學教師編集部: 茨城縣女子師範學校, 日本之小學教師, 11号, 口絵写真, 明治 42 (1909)
- 45) 東京都杉並区教育委員会(編): 杉並区教育史 上巻, 東京都杉並区教育委員会, 東京, 545 (1966)
- 46) 唐澤富太郎: 教師の歴史, 創文社, 東京, 116 (1980)
- 47) 女學雜誌編集部: 女教員の服制, 女學雜誌, 337号, 1613, 明治 26 (1893), 及び同誌 345号, 144, 明治 26 (1893)
- 48) 開校 100 周年記念事業実行委員会: 神戸小学校 100 周年記念誌, 神戸小学校, 兵庫, 39~42 (1984)
- 49) 新潟県教育百年史編さん委員会(編): 新潟県教育百年史明治編, 新潟, 1218~1219 (1970)
- 50) 京都市教育委員会: 京都小學五十年誌, 京都市役所, 京都, 147 (1932)
- 51) 福井県教育史研究室(編): 福井県教育百年史第三巻資料編(一), 福井県教育委員会, 福井, 1116 (1975)
- 52) 京都市教育委員会: 京都小學五十年誌, 京都市役所, 京都, 274 (1932)
- 53) 富山県教育委員会: 富山教育史, 富山教育委員会, 富山, 725 (1971)
- 54) 岩手県教育会: 岩手近代教育史第四巻教育統計年表編, 岩手教育委員会, 岩手, 107 (1981)
- 55) 日本之小學教師編集部: 茨城縣小學教員の服装, 日本之小學教師, 第 8 巻, 62, 明治 39 (1906)
- 56) 教育時論編集部: 山田氏の女子着袴意見, 教育時論, 603号, 37~39, 明治 35 (1902)
- 57) 山田邦彦: 女性着袴問題, 教育時論, 616号, 3~6, 明治 35 (1902)
- 58) 矯弊山人: 婦人の着袴に就きて, 教育時論, 654号, 25~26, 明治 36 (1903)
- 59) 穂 當生: 婦人の着袴につきて矯弊山人に反対す, 教育時論, 657号, 30~31, 明治 36 (1903)
- 60) 矯弊山人: 婦人の着袴に就きて, 教育時論, 660号, 26~27, 明治 36 (1903)
- 61) 女學雜誌編集部: 學生の袴は廢止すべし, 女學雜誌, 356号, 436, 明治 26 (1893)
- 62) 新潟県教育会: 新潟県教育百年史明治編, 新潟県教育庁, 新潟, 1413 (1970)
- 63) トク・ベルツ(編), (菅沼竜太郎訳): ベルツの日記, 岩波書店, 東京, 第一部上 112 (1966)
- 64) 教育時論編集部: 教員生徒の服制, 教育時論, 810号, 明治 40 (1907)
- 65) 教育時論編集部: 女教師の服装, 教育時論, 869号, 37, 明治 42 (1909)
- 66) 教育時論編集部: 女學生の服装に関する京都府の答申, 教育時論, 738号, 38, 明治 38 (1905)
- 67) 日本之小學教師編集部: 女教師の筒袖を難ず, 日本之小學教師, 第 5 巻, 272, 明治 36 (1903)